

論 説

公共性と公共性諸学説

— 国際金融システムの規範的方法の検討 (1) —

紀 国 正 典

I はじめに

われわれはこれまで国際金融システムの理論的・原理的な検討をすすめてきて、国際金融システムの、システムとしてのいろいろな存在様式や形態およびその考えられる可能性を明らかにしてきた。¹⁾

ここでは、最初に、国際金融システムの多様な存在を2国形態に集約し、利用参入や拠点参入の完全自由化を想定したグローバル2国モデルをもちいて、国際金融機能（国際決済機能と国際貸借機能）が国民金融諸要素の多様な組み合わせで遂行されること、それにより国民金融諸要素間には対抗・相互作用関係が発生することを明らかにした。

次に、国民金融諸要素の複合性という静態的なモデルではなく、国民金融諸要素の複合性とその対抗・相互作用で統合に進展する場合を想定し、国民金融諸要素間の複合や統合によって構成される国際金融システムの多様な存在様式や構造を動的に明らかにした。さらに、利用参入や拠点参入が制限された場合の国際金融システムにも言及した。

最後に、国際金融システムの構成諸部分が増加した多数国モデルについて検討し、多面的な対抗・相互作用関係や多面的戦略関係によって多様で複雑な国際金融システムが発生することを明らかにした。また利用参入や拠点参入についても多面的な諸関係によって形成されることを示した。

しかし、それらはあくまで国際金融システムの、システムとしての存在様式

や形態およびその可能性を明らかにしただけであって、国際金融システムの運動の形式的な一面を描いたに過ぎない。

したがってそこでは、さまざまな存在を示す国際金融システムがそれぞれの時点でシステムとして良い働きをしているのか、悪い働きをしているのかはとくに問題にしなかった。そこではシステムがシステムとして安定した正常な働きをするものとして取り扱われた。様式転換や構成諸部分の増加などによって生じるいろんな混乱、損失、金融恐慌（システム崩壊）や、腐敗や権力濫用などから生じる不正性や様式の停滞から生じる不効率性なども問題にならなかった。国際金融システムの高度性は利用参入や拠点参入の完全自由化をもって「高度性」とみてきた。システムの形式を問題にしただけでその内容については触れなかったのである。だからシステムの優劣を判断するための、そしてそれを評価するための方法や価値基準は必要でなかった。

ところが、さらに具体的な段階へと研究を進めるためには、そして国際金融システムのより具体的・現実的な働きをより総体的に明らかにするためには、これまで無視してきた側面から国際金融システムの働きや運動をとらえ、分析し理解することが必要になる。

このためにまずは、システムの優劣を判断・評価するための方法や価値基準をもつ必要がある。そしてそれによって規範的・批判的なシステム分析が可能になり、国際金融システムをより豊かにとらえることができるのである。

この方法や価値基準は金融の公共性・国際公共性を検討することで得ることができると、われわれは考えるものである。

最近になって、日本の金融危機や金融不祥事、アジア通貨危機、ロシア通貨危機、アメリカのヘッジファンド危機の発生を契機に、金融の公共性や国際公共性の意味があらためて問われるようになってきている。金融危機の出現とともに、そして金融の失敗の影響の深刻さが明らかになるにつれて、「金融の公共性」の実現を求める声は高まっている。金融の公共性や国際公共性を理論的にも現代的にも本格的に検討することが時代的要請になっているのである。²⁾

ただしわれわれとしては、金融の公共性・国際公共性の研究に進む前に、金融以外の諸分野における「公共性」概念の把握の方法やその研究成果に学ぶこ

とから始めることにする。

なぜなら、第1に、公共性と表現される以上金融の公共性とそれ以外の諸分野の公共性については、根本的な違いは存在しないはずだからである。したがって、公共性は金融分野だけに限らない重要性をもつものと考え、金融分野だけでなくその他の諸分野にも共通するものとして公共性全般のなかに金融の公共性・国際公共性を位置づけることで、分野をこえた公共性の学際的議論が可能になり、そのことで金融の公共性についてもより深い知見が得られると考えるからである。

第2に、金融以外の諸分野では公共性研究について多くの学術的成果が蓄積されているからである。これと比較すれば、金融の公共性・国際公共性研究はそれほど進んでいるとはいえない。直接このテーマにアプローチした研究蓄積はそれほど多くないし、これを表題に掲げた研究書も筆者の寡聞かもしれないがほとんどないように思われる。金融における公共性というのは、分かりきったことのようなためか、重要な概念であるにもかかわらず理論的な解明が遅れているのである。

このような事情から、われわれは金融以外の諸分野における公共性概念の把握の方法やその諸学説を学ぶことから出発し、これらの学際的な研究諸成果から金融の公共性分析に必要な一般的方法論や理論的枠組みを得ようとするのであるが、このためには次のような研究方法が必要になる。

それぞれの研究諸分野における公共性の理解・把握の方法に共通する要素をできる限り広く一般化し、公共性全般に通用する理論的枠組みを組み立てることである。これによって金融の公共性もふくめて広く応用可能な理論的枠組みをもつことができる。

後ほどわれわれは、いろんな論者が公共性をいろんな意味や方法で使用していることに会う。「公共性」という用語は魅力的で重要な概念であることは間違いないとしても、それ自体はかなり曖昧模胡としたものである。このためか、それぞれの分野や論者での公共性の理解の仕方や用語の使用方法も様々であって定まったものはない。この公共性概念の多義性・不確実性が、これまでその科学的解明を妨げてきたともいえる。³⁾

これからわれわれは、その多様な使用方法や意味を検討しつつ進まなければならない。そして、多義的に使用されているものなかから、それらに流れる共通項を見つけ、それらを一般的な基本概念でとらえなければならない。この作業によって、公共性全般に通用する理論的枠組みの材料を準備することができる。

こうすることによって、それぞれの分野や対象物に特有の公共性の性格や検討課題を明らかにすることができ、これによって金融の公共性についてもその特有の性格を解明できる。この作業がより広く公共性をとり扱うことができればそれだけ金融の公共性の特有の意味がより明確になる。

以下、金融以外の研究諸分野における主要な公共性諸学説について紹介・検討する。なお国際公共性の諸学説については次稿で検討する。

II 公共性諸学説の検討

最初に、行政法、憲法、政治学の研究分野から始めよう。これらの諸分野は、国家や国家行政という公共的性格が高いと思われるものを研究対象としており、研究の進展が予想されるからである。

ところが興味深いことに、これらの分野において公共性研究が積極的に取り組まれるようになったのはそれほど古くはないのである。それは、「公共性」が国家権力作用や国家の行政行為の正当性を示す道具として使用されてきたということから、つまり日本国憲法に規定された「公共の福祉」の権力的濫用に対する警戒心から、消極的になったのだと言う。⁴⁾

しかし、ただ批判しているだけでなく積極的に公共性の内容を提示すべきだという見解が行政法の方から提起され研究が始まったのである。それは一方では政府による行政裁量が肥大化し国民の権利を侵害するケースが多発し、他方では行政が国民の権利の実現という任務から撤退するという事態が生じてきたからであって、行政が本来果たすべき役割を公共性の視点から深めるべきだという。このような立場から積極的な公共性研究が行なわれた。この呼びかけを中心として学際的研究も組織されその成果が公表されている。⁵⁾

この代表的な見解によれば、公共性は二面的・対抗的に理解される。「国家的・特権的公共性」に対して、「市民的・生存権的公共性」という対抗図式である。前者の虚偽性を批判し、後者の実現を目指すべきというのである。⁶¹

市民的・生存権的公共性の内容は、日本国憲法の理念を実現することによって、次のように定義されている。

第1に、憲法で保障された国民の権利、人権を実現すること。これは実体的価値的公共性である。

第2に、民主主義である。国民・住民が主権者として政治・行政過程に積極的に参加すること。これは手続的制度的公共性である。

第3に、平和主義である。これは人権と民主主義の双方にかかわるので、実体的価値的であるとともに手続的制度的なものである。

以上の見解にみられる公共性という概念の使用法とその意味を検討してみよう。

まず何の公共性が問題とされているのか、ということであるが、公共性の検討対象になっている存在物を「公共性対象物」と呼ぶことにすると、ここでの公共性対象物は国家の権力行為や行政行為であり、それを対象として公共性が検討されている。

第1の定義は、憲法で保障された人権や平和という、主権者である国民個人個人の利益が実現されることに公共性を求めたものである。

そこでは公共性対象物についてその実質的・機能的側面から公共性をみるべきことが提起されている。つまり公共性対象物（ここでは政府、権力、行政行為）それ自体が公共性をもっているのではなく、それらの実際上の働きや機能性に公共性をみるべきことを主張しているのである。

そこで公共性として理解されていること、つまり公共性の意味は、公共性対象物が構成員個人個人の利益を実現させたり増進させることであって、そこには公共性対象物からその構成員個人個人が全体としてより多くの利益を享受できることが、意図されている。この含意を広い意味での共同利益性（public interest）と一般化することができる。

第2の定義は、主権者である国民が行政過程に積極的に参加できることに公

公共性を求めたものである。公共性対象物についてその手続的・管理的側面から公共性をみるべきことが提起されている。

そこで公共性として理解されていること、つまり公共性の意味は、公共性対象物とその構成員全体によって十分にコントロールされることである。この含意を広い意味での共同制御性 (public control) と一般化することができる。

第3の定義は、筆者のいうように内容的には第1と第2に吸収されるものである。

したがってこの見解から、公共性は公共性対象物の実質的・機能的側面と手続的・管理的側面という二側面からとらえるべきこと、そして公共性の意味をそれぞれの側面において共同利益性 (public interest) と共同制御性 (public control) という二つの行為概念で一般化できることを知る。共同利益のあり方と共同制御のあり方という、公共性を考えるのに重要な二つの基本概念を獲得できたのである。これが他の研究諸分野からも獲得できるかどうかは、これからの展開で明らかとなる。

上述の見解では、共同利益性は白か黒かで両極的に理解されている。つまり国民の人権を実現するのが市民的生存権的公共性であり、それを縮小・制限するのが国家的特権的公共性でこれはそもそも公共性としては欺瞞であるという理解である。しかし、基準や目標、理想としてそのように共同利益性を設定することは必要だとしても、その現実の実現状況や実現程度についてみれば、それがあある時点やある状況で高い場合も低い場合もあって相対的なものである。しかも公共性対象物の違いによってその具体的内容は異なる。したがってそれぞれの公共性対象物について、その実現程度や実現度が高度な場合と低度な場合というように、共同利益性を質的程度的にとらえる方法が必要となる。この質的程度性が高い場合にその公共性対象物は共同利益的側面からみて高度に発展した公共財であるといえる。そしてその実現程度を具体的に検証する方法も必要になるし、どのような状況でどのように実現が可能になったのかを動的に研究する必要性も生じる。これを公共性の共同利益的側面についての行為動態的研究と呼んでおこう。

共同利益性を行為動態的に考察しようとしたいくつかの研究がある。一つは、

公共性を人権の実現という共同利益性の側面から検討する際に、より具体的・総合的にその実現程度を評価する必要があることを提起した研究成果である。それは、行政の公共性（共同利益性）は、個別の行政領域ごとにその行政目的、行政機構、行政作用、救済法からみたその存立理由を具体的・総合的に評価されるべきであるとする。そして警察の公共性と軍事の公共性が具体的に検証されている。⁷⁾

共同利益概念は、通常「公益」と呼ばれているものであるが、公益判断・公益評価のあり方について問題提起をした研究成果がある。それは、科学技術の発展と価値観の多元化が進むことによって、何が公益であるか、いかなる事柄が公共の福祉に適合するのか、そしてそれを誰が判定するのかについて判定が困難であるケースが発生していること、そして旧西ドイツでは憲法裁判所で公益論をめぐる憲法解釈論争が行われてきたことを紹介・検討したものである。⁸⁾

行政学の分野には、行政・官僚の公益判断・評価への関わり方についてアメリカ行政学の学説を紹介・検討したものがあつた。それによれば、①公益性は議会が決定するものであり行政・官僚はそれを執行するだけである、②行政・官僚がその専門性を生かして公益認定するべきである、③行政・官僚は多元的な利益を調整することで公益にかかわると、この三つに分類できる。行政・官僚はそしてその専門性はどのように公益判断に生かされ、どの程度の裁量が許されるのかについては、日本の官僚行政（とりわけ金融行政）について検討されるべき重要課題である。⁹⁾

共同制御性についても、その現実の実施方法や実現程度についてみれば、それがあつた時点やあつた状況で高い場合も低い場合もあつて相対的なものである。しかも公共性対象物の違いによってその具体的方法や手段は異なる。したがつてそれぞれの公共性対象物について、その実現程度が高度な場合と低度な場合というように、共同制御性を質的程度的にとらえる方法が必要となる。この場合も、この質的程度性が高い場合にその公共性対象物は共同制御的側面からみて高度に発展した公共財であるといえる。そしてその実現程度を具体的に検証する方法も必要になるし、どのような方法や手段でどのように実現が可能になつ

たのかを動的に研究する必要性も生じる。これを公共性の共同制御の側面についての行為動態的研究と呼んでおこう。

政治学の分野には、公共性研究をアメリカ民主主義の史的展開と関係づけ豊富な実証的研究を行った業績がある。これは、君主制や絶対主義的伝統をもたないアメリカでは、開拓農民時代のタウン・ミーティングを源泉とする住民参加の直接民主主義と、憲法を最高のよりどころとする立憲主義という二つの「制度としての民主主義」が、国民共同性を保証するものとして、国民統合の象徴として、そして公共性の象徴としての役割を果たしてきたことを歴史的に実証したものである。社会的価値観や利害が多分化した現代ではその伝統も神話になりつつあるが、なおその役割は衰えていないという。アメリカにおいては公共性は共同制御性として理解される伝統が根強く残っているのである。¹⁰⁾

憲法学には経済学や財政学などの研究成果を積極的に取り入れ、公共性の学際的な検討を試みた研究成果がある。¹¹⁾

ここでは次のように公共性の一般的内容が定義されている。

第1に、共同社会の成員に共通の必要な利益（社会的有用性・必要性）があること。

第2に、共同消費、利用の可能性が全成員に開かれていること。

第3に、採算性などの理由から公的主体による作業や管理が行われていること。

第1の定義は、構成員の共通の利益に着目しており、公共性対象物の実質的・機能的側面から公共性を把握しようとしたものである。

ただし、「共通」という概念には、事物に同様に備わっている共通属性という静的な意味と共同の関係があるという動的な意味とがある。したがって「共通利益」という用語には、万人に共通して備わっている人間の価値や利益という意味と、共同的諸関係を形成することによってその人間の価値や利益を実現するという意味があることになる。公共性を検討する場合には、このどちらの意味で使用しているかを区別することが重要である。人間の価値や利益が万人に共通して備わっているから、それらを共同的諸関係によって実現しようとし、そのことが公共性の基本的条件となる。しかし、万人に共通して備わっている

価値や利益それ自体が公共性ではない。平和が公共財だという使い方があるが、平和が万人の利益であるとしても、その平和を供給する（安全を提供する）共同的諸関係の形成や組織化と切り離れた公共財の定義は無意味である。

上述の定義はこの点いずれの意味で使われているかはあいまいであるが、共同的諸関係による利益の実現という意味がふくまれていることは間違いない。

また第3の定義は、公的主体による管理性に言及しており、公共性対象物の手続的・管理的側面から公共性を把握しようとしたものである。これまでの見解より民主主義的色彩が後退しているが、公的管理という趣旨は広い意味で共同制御性が含意されているものと受けとめることができる。

この見解には、これまでのものには無かった新しい公共性の定義が登場している。第2の定義で提起された「共同消費，利用の可能性が全成員に開かれていること」である。

これは、公共性対象物とその構成員全体によって広く利用されていること、または広く利用される機会があることに、公共性を求めたものである。共同で利用されるという公共性対象物の形式的・外形的特徴から公共性をとらえようとしている。

そこには利用様式や利用方法の共同性が意図されている。この含意を広い意味での共同利用性（public use）と一般化することができる。上述の見解では消費と利用が並列して述べられていたが、消費という用語の使用は人間の行為を限定してしまう懸念もあるので、ここでは広く一般化するために消費の意味もふくめて「利用」という用語を使用することにする。「利用」という行為に生命活動から消費・生産活動，文化活動などすべての人間の諸活動や行為一般をふくめる趣旨である。

共同利用性の登場で公共性は国家や行政行為に適用されるにとどまらず、より広い対象物に拡大されることになる。国民国家を対象とした行政法や政治学分野では国民共同性は当然のことなので、共同利用性という定義そのものが視野に現れなかったのである。

ただここで憲法学の立場からこれが可能になったのは、次にみる財政学や経済学の研究成果が学際的に発展させられたからである。

財政学の分野では、公共事業・公共サービスについて公共性の基準を提起した研究成果がある。この見解でも、権力的「公共性」を批判して「真の公共性」を実現することに主眼がある。¹²⁾

ここでは公共性について次の四つの基準が提起されている。

第1に、その事業やサービスが生産や生活の一般的条件、あるいは共同社会的条件であること。

第2に、その事業やサービスが特定の個人や私企業に占有されたり、利潤を直接・間接の目的として運営されるのではなく、すべての国民に平等に安易に利用されるか、社会的公平のために運営されること。

第3に、公共施設の建設、改造、管理、運営にあたっては、周辺住民の基本的な人権を侵害せず、かりに必要不可欠な施設であっても、できうる限り周辺住民の福祉を増進させること。公共サービスについても基本的な人権を侵害してはならないこと。

第4に、公共施設の設置、改善や公共サービスの実施については住民の同意をうる民主的な手続きを必要とすること。この民主的な手続きには、住民の参加あるいは自主的な管理をもとめることをふくんでいること。

第1の定義は、何らかの共同的諸関係によって結びつけられていることに公共性を求めたものである。公共性を公共性対象物の形式的・外形的側面からみたものである。ここでは共同利用性は明言されていないが、消費や利用などの行為によって共同的利用関係があることが前提にされている。

第2と第3の定義は、公共性対象物が私物化されたり構成員の利益を侵害することのないことに公共性を求めたもので、共同利益性の実現を意図したものである。

第4の定義は、文字どおり共同制御性として公共性をとらえたものである。

以上ここのところまで、公共性は公共性対象物の形式的・外形的側面、実質的・機能的側面、手続的・管理的側面という三つの側面からみることができると、そしてそのそれぞれの側面において公共性は、共同利用 (public use)、共同利益 (public interest)、共同制御 (public control) という三つの行為概念で一般化できることを知る。

公共性の検討を公共財を分析することによって深めたものが、公共経済学・財政学の研究成果である。ここでも公共性は三つの側面からとらえられようとしている。この見解はまず公共財の定義をその財の特性や属性から判断しようとする。そしてこれによって純粹公共財、準公共財、私的財の分類を行う。

公共財の性質として挙げられるのが、第1に非競争性、第2に非排他性であり、この二つが基本的特性であるが、これに加えて第3に非選択性や第4に不確定性が付け加えられる場合もある。通常、非競争性、非排他性の順序で述べられることが多いが、説明の便宜上非排他性から検討してみよう。¹³⁾

「非排他性」とは、ある財・サービスの消費についてある特定の人々の消費を排除できないことである。このような特性・属性をもつ財・サービスが公共財とされる。例えば国防、警察、消防、公園、灯台などの財・サービスが、その典型として示されることが多い。例えばよく引き合いに出されるのが灯台であって、いったん灯台が点灯すれば特定の船の灯火の利用を排除できないというように説明されている。

しかしこの設定は誤っている。いかなる場合でも、いかなる財の消費に際しても、特定の人を消費から排除することは可能であり、財・サービスの本来の特性・物理的属性としての非排他性なるものは存在しない。例えば、先の灯台の例でも、料金を払って船の通行時間だけ点灯するようにすれば良いし、現実には燃料節約のためにそうしている途上国の例もある。またフリーライダー（ただ乗り）に対しては、監視船が配置されれば良いので技術的には可能である。¹⁴⁾

もともと公共経済学の方でも、その理論的難点を承知していて、排除の困難性や排除費用が高くつくなどの理由に逃げこもうとする。しかし、純粹の公共財といえども排除費用が低いものもあり、結局、政府の提供する財・サービスはほとんどが準公共財であると説明する論者も現れるに至っては、当初の定義から逸脱して理論的な行き詰まりにおちいつている。

このように、財・サービスの本来の特性・物理的属性としての非排他性は誤りである。しかしながら、利用方法や利用様式としての「非排他性」に公共財の性格を求めることは間違いではない。公共経済学がそこにこだわろうとする

のも、このためであると思われる。

利用方法や利用様式としての「非排除性」とは、他人の消費・利用を排除しない利用方法であり、利用・消費を他人にも開放するということであって、要するに共同で消費・利用するということである。そしてこのような利用様式や方法によって利用される財・サービスが公共財としての性格をもつのである。これとは反対に他人の消費・利用を排除する利用様式や方法をとる財・サービスは私的財としての性格をもつ。財・サービスの固有の特性・属性ではなく、その利用様式・方法に公共財的性格の判定基準を求めるのであるから、ある財・サービスが私的財として利用されたり、公共財として利用されることも当然の事になる。例えば、自分のための、そして自分だけが利用する「ため池」はその人の私的財であるが、その「ため池」の利用が地域の人にも開放され、地域で共同利用されるようになれば、その「ため池」は地域公共財になる。利用者の利用関係がその財・サービスの性格を決めるのである。

国防、警察、消防などの財・サービスが特定の国民の利用を排除できないのは、あるいは排除費用が高くつくのは、もともと共同利用関係が形成されているからである。国防や警察などは国民的規模での共同利用関係が組織されており、嫌がおうでも国民である以上強制的な共同利用関係の中に置かれ、その負担も求められる。利用を排除できないからあるいは排除費用が高いから公共財であるのではなくて、公共財であるから（すでに共同利用関係が組織されているから）その利用を排除しないのであって、そのような利用関係にあるから無理して排除しようとするれば費用が高くなるのである。このようにしてわれわれは、公共経済学が「公共性」として意識していたのは、実は「共同利用性」であることを知る。

次に、「非競争性」とは、ある人による財・サービスの消費が他の人の消費を妨げないことであり、または他の人がその財・サービスの消費に新たに加わってもその追加的費用はかからないこと、つまり等量消費性であるといわれることである。このような特性・属性をもつ財・サービスが公共財と定義されている。これについても前述したケースと同様に、国防、消防、公園、灯台などの財・サービスがその典型として示されることが多い。例えば、公園は一人の消

費者が利用しても二人の消費者が利用しても得られる満足に違いはないと、このように説明されている。

しかし、この設定も誤りである。そもそも財の本来的特性・物理的属性として非競合性をもつものなど存在しない。先の公園の例をみても、一人で好き勝手に十分なスペースを利用できる場合と比べて、二人で利用するときには十分なスペースを確保できないなどの制約を受け、当然満足度は低下する。いわゆる「混雑現象」は発生するし、利用者が増加すればするほどそれは強くなり、公園の清掃や整地などの追加費用は累増する。

このように共同利用されている財・サービスには、程度はどうであれ、その本来の性質として競合性が備わっている。財・サービスの供給能力や供給量を一定とおけば、ある人がより多くを消費すれば他の人の消費がそれだけ制約を受け従来よりも満足度は低下する。例えば国防や治安サービスの供給で、ある人の安全がより保護されるようにサービス供給やその施設の配置が行われるならば、他の人の安全が犠牲になることは当然の事である。もし供給能力や供給量が減少すれば、それだけ競合性は強まる。反対に供給能力や供給量が増大すれば、それだけ競合性は弱まる。

したがって非競合性と表現できる状況が発生するのは、構成員個々人のすべてが十分にそして同等に消費できるように供給が行われていることが必要になる。たとえ十分に供給されていないとしても、同等の権利と立場で利用できる状況にあることが必要である。

財・サービスの本来的特性・物理的属性としての非競合性は誤りであるが、多数の利用者すべてに均等なサービスや利益を提供できるように財・サービスを供給すること、利用者すべてが権利として同等にその利益にあずかることができるようにすること、この意味で「非競合性」を使用することは間違いではない。財・サービスの共同利用によって生じる利益が構成員すべての人に同等に帰属する場合には、この財・サービスは公共財（共同利益財）となる。財・サービスの利用によって生じる利益が特定の人だけに帰属する場合には、この財・サービスは私的財となる。

この点で、そしてこの意味で公共経済学が「非競合性」に公共財的性格を求

めようとする事、そしてそれにこだわろうとした事にも根拠がある。このようにしてわれわれは、公共経済学が「公共性」として意識していたのは、実は「共同利益性」であることを知る。

供給や流通に費用がかからなく、さらに生産に追加的費用がかからなくなればなるほど、誰にも利用できる可能性（共同利用的性格）が高まり、しかもだれもが同等にその利益にあずかることのできる程度（共同利益的性格）も高まる。このことは、知的生産物であれ、芸術作品であれ、いかなる財やサービスにもその物理的屬性に関係なく当てはまる。特許権が設定されていないか消滅した発明や科学・医療技術、著作、音楽芸術作品、そして公開ノウハウやソフトなどは公共財としてとても高度なものといえるが、知的創造物であるからではなく、その恩恵と比較してそしてそのものとしても利用の費用がきわめて低いからである。

公共財の定義としての「非競合性」は無限定的に使用され、財よりもイメージ的に消費分割できないサービス分野に拡大される傾向にある。さらに、「だれもが同等にその利益にあずかることのできる事」だけが一人歩きして、例えば平和や秩序が公共財であるというように使用される。しかし、前述したように安全や秩序を供給する共同利用的諸関係と切り離しての、さらに共同利益性の質的程度性を問うことのない公共財の定義は無意味である。

公共経済学のなかからも、公共財の定義の物理的性格を批判して、集合的に消費されるものの中にも私的性格をもつ財（いわゆる私的集合財）があること、また消費が個人的なものであってもその消費が全体の便益に関係する財があることを示そうとする見解が現れている。これによれば前者の例はクラブ組織（会員制）の水泳プールなどのいわゆるクラブ財であり、後者の例は典型的には伝染病の予防接種である（後者には他に公共的な公園施設、ごみの収集サービス、農業者のための土壌改良、大学教育が示されている）。¹⁵⁾

この見解は縦軸に消費の不可分性（不可分割性）をとり、横軸に、関係するグループの大きさ（公共性の相互作用の範囲）をとり、すべての財はこの縦軸と横軸で構成されたボックス・ダイアグラムのいずれかに位置するものとする。会員制のプールは消費の不可分性は高いが関係する範囲は私的なもので小さい。

伝染病の予防接種は消費の不可分性は低いが関係する範囲は大きい。消費の不可分性が高くしかも関係する範囲も大きいのが国防などの純粹公共財である。この見解は、予防接種や国防などのように関係する範囲が構成員全体に関わる時には、公的供給を実施すべきものとする。

これは、共同利益関係がより広域的であるもの、利益波及性の高いもの（いわゆる外部性が大きいもの）、より範囲が広いものを公共財として取り扱おうとしたもので、共同利益的側面からみた公共性の高度性を、利益の範囲性に求めたものである。

このように公共財の定義や望ましい供給のあり方が検討されてはいるが、公共経済学はそれは理論上のそして規範上のもののだとして、それを捨て去っていても簡単に社会的価値判断や制度的要因に方向転換する。なぜなら、どのような財が公共的に供給されるべきか、その費用や需要はどのように決定すべきか、そしてその公共財をどのように管理・運営するべきか、これらの決定や選択は、社会的・政治的意思決定過程によって行われるからだという。この意思決定のプロセスや機構を研究しなければならないとして、公共経済学は集合的行動論 (collective action)、公共選択論 (public choice) に向かう。

その指導的な見解は、いわゆる「方法論的個人主義」によってこの問題にアプローチしようとする。それは、自分の効用を最大化しようとする合理的個人を意思決定の単位とするものであって、その個人すべてが政治的・社会的意思決定過程へ参加し、民主主義的な交渉と調整によって、できる限り全員一致の同意に基づいた社会契約やルールを取り結び、個人の自由はこのルールによって制約を受けるが、同時に予測や信頼が可能になり相互に利益を得ることができるとする。¹⁶⁾

この見解は、二つのルールを区別すべきことを繰り返し述べる。立憲的ルール (constitutional rules) と立憲後ルール (postconstitutional rules) である。前者は、個々人の権利関係を規定する憲法のような基本法であり、後者はこれにもとづいて年々の公共財の供給や管理・運営の運用方針を取り決める行政法のようなルールのことである。まず個々人はこの立憲的ルールを定めなければならないのである。この見解によれば、ルールや法は、公共財としての性格を

もつ。それが構成員にマイナス的影響をもたらすときは負の公共財となる。ここでは、法が「法の下での平等」原則によって構成員すべてに適用される共同利用財であるとしても、それが実際に共同利益を実現できたときに公共財でありえること、加えて、その法に構成員すべての意思が十分に反映できたものであること、つまり共同制御性も必要であることが、主張されている。法も、完全な公共財であるためには、公共性の三つの側面からみてその質的程度性が高いことを必要とする。¹⁷⁾

このようにこの見解は、公共性対象物がその構成員すべての参加によって、その構成員の自由意思によって、そしてそれによって制定されたルールによって制御されることを求める。政治学の分野の検討に際して前述した直接民主主義と立憲主義という、アメリカ民主主義の伝統がこの学説に息づいていることを知る。公共性は共同制御性として理解されているのである。¹⁸⁾

国家、行政、政治、公共事業・公共サービス、公共財とその公共性研究についてみてきたが、これまでの研究領域は当然これらの公共性対象物の範囲に限られているものであった。公共性の対象物をよりいっそう広げ、公共性の研究領域を拡大したのが、「社会的共通資本」というキーワードを使用した研究成果である。¹⁹⁾

「社会的共通資本」とは、私的資本とは異なって各経済主体への分属が許されず、いわば社会全体の共通の資産として管理され、その使用にかんしては市場経済基準にもとづかないで、なんらかの意味で社会的基準にしたがって決められるものの一般的総称であるという。ここで使用されている資本とは、年々なんらかのサービスを生み出すような希少資源のストックという意味である。

社会的共通資本は、次の三つのカテゴリーに分類される。

(1) 自然環境全般を包含する「自然資本」、(2) 堤防、道路、港湾、電力・ガスなどの供給施設、上下水道、文化施設などの「社会的インフラストラクチャー(社会資本)」、(3) さらに社会的インフラストラクチャーを制度面から支えるところの教育、医療制度、司法、行政、金融制度、警察、消防、市場などの「制度資本」である。これらは、市場経済活動を中心としてすべての人間活動が行われる場を広範な社会的、文化的、自然的、制度的環境としてとらえたものだ

という。

この見解は、公共性という用語を明示していないが、内容的にはまったく公共性そのものについての総合的研究である。

共通資本という概念の共通とは、前述した共通属性という意味での共通ではなく、共同で利用しあうという意味の共通である。社会的共通資本とは、社会全体で共同で利用し続けることのできる資源（ストック）という意味であって、ここでは共同利用性が理論展開の出発点に置かれており、その基礎をなしている。

共同利用の対象物やその範囲はこれまでの見解と比べて格段の広がりを見せる。人間の生命活動から消費、生産活動、そして行政・法活動のほぼすべての範囲に関わる共同利用諸関係を網羅しようとしているのである。それは共同利用性を問題設定の出発点においたからである。

共同利用対象物は、自然存在物、人間が加工した自然的存在物、そしてそれ以外の共同で利用される社会的存在物のすべてというように分類されている。だから制度資本と呼ばれるものの中には非常に雑多な性格のものが混合することになる。そのなかには本稿のテーマである金融が、教育、医療、司法、行政などと同じように制度資本として一括されている。しかし、これらが社会的共同利用財としての共通点をもっているとしても、それぞれの共同利用的性格も機能も異なっているので、それらをより具体的に検討する課題は残されている。

社会的共通資本は、市場的基準ではなく社会的基準によって社会的に管理されるべきという。それは共同制御性を意図したものである。

さらにまた社会的共通資本は市場的効率性ではなく市民的権利の充足のために用いられるという。それは共同利益性を意図したものである。

このように、この見解は公共性を直接の研究対象としたものでないが、公共性の三つの側面について総合的に考察した研究成果である。

上述の見解では共同利用性はすべての対象物に拡大されているが、共同利用性についても、その現実の存在様式や組織状況についてみれば、それがあつた時点やある状況で高い場合も低い場合もあつて相対的なものである。さらに公共

性対象物の違いによってもその具体的様式は異なる。したがってそれぞれの公共性対象物について、その共同利用程度が高度な場合と低度な場合というように、共同利用性を質的程度的にとらえる方法が必要となる。例えば植物や動物全体の共同利用財である太陽光や大気の、共同利用的側面での公共財の性格はきわめて高度である。そしてその共同利用程度を具体的に検討する方法も必要になるし、どのような状況で共同利用性が現れ、発展あるいは衰退したのかを動態的に研究する必要性も生じる。これを公共性の共同利用的側面についての行為動態的研究と呼んでおこう。

公共性の検討を共同制御的側面から深め、この側面から公共性の対象物をさらにいっそう広げ、公共性の研究領域を拡大したのが、「インフラストラクチャー」というキーワードを使用した研究業績である。³⁰⁾

「インフラストラクチャー」とは、人間の発達と人権を保障する共通資産（コモンスターク：common stock）という意味であり、これに共通資産をそのように管理・制御する方法やルール、法、規制などのソフト、そしてそのための学習基盤条件になる知的資産もふくめて広く定義されている。公共性対象物をハード面だけでなく、それを管理・制御するソフト面もふくめてとらえるべきものとする。さらに人間の意識的・社会的・計画的な制御能力とそれを発展させる学習基盤条件も総合的にふくめて「インフラストラクチャー」と理解しようとするのである。「インフラストラクチャー」は、次のように七つに分類されている。

(1) 憲法インフラストラクチャー：憲法を始めとする法やそれに基づく人権を保障する行政や社会習慣の総体。

(2) 情報インフラストラクチャー：過去に人類が蓄積した情報をだれにでもアクセスできる形で保存し継承し公開するシステム。

(3) 貨幣・金融インフラストラクチャー：通貨を発行し安定させて信用制度の基礎をつくり貯蓄と投資を媒介する金融業の公正なルールを実現させる施設と人の組合わせ。

(4) 経済インフラストラクチャー：財とサービスの流通を担う公正取引、交通・通信・エネルギーなどの開発と管理のシステム。

(5) 社会インフラストラクチャー：人間の健康，教育，福祉などの発展を担う社会開発システム。

(6) 土地・環境インフラストラクチャー：人間と自然との関係を調整して両者の共存を保障する地域開発システム。

(7) 芸術文化インフラストラクチャー：芸術文化の創造と享受の機会をつくりだすルール，施設，人の組合わせ。

この見解も，とくに公共性という用語を明示しているわけではないが，内容的にはまったく公共性そのものについての総合的研究である。

ここでは共通資産（コモンストック）という概念から出発する。この場合も前述した共通属性という意味での共通ではなく，共同で利用しようという意味の共通資産であって，共同利用性を基本にすえたものである。その対象物は前述した見解と同様に，自然環境，社会資本，そして社会的共同利用財というようにすべての共同利用対象物に及んでいる。

ただし，この見解では共同利用対象物の範囲がさらに広がる。制御基盤となる憲法インフラストラクチャーと，学習基盤である情報インフラストラクチャーが加わっているからである。これらはそれ自体が共同利用されるという性格をもっていながら，それ以外の共同利用財の制御基盤として作用するという，二重の役割を果たすインフラストラクチャーである。その意味では制御インフラストラクチャーといってよいものである。そしてこれ以外の共同利用財についても，ハードだけでなくそれぞれにおける管理・運用のためのルールや法，ノウハウなどのソフトな要素もふくめてインフラストラクチャーと定義されている。

本稿のテーマである金融についても，貨幣・金融インフラストラクチャーとして把握され，「通貨を発行し安定させて信用制度の基礎をつくり貯蓄と投資を媒介する金融業の公正なルールを実現させる施設と人の組合わせ」というように，金融制御の側面からの定義が与えられている。

共通資産は人間の発達と人権を保障するために利用されるものである。この利用方法が総合的に発展した公共財は「共同財」に転化する。人間の発達や人権という高次元共同利益性を高度に発展させることのできた公共財が共同財と

なる。共同利益性は変動し発展するものとして質的程度的にとらえられている。

このように、この見解も公共性を直接の研究対象としたものではないが、公共性の三つの側面について、とりわけ共同制御的側面より総合的に考察した研究成果である。

公共性の対象範囲をさらに拡大する見解もある。企業や企業組織も公共性対象物に加えるというのである。それによれば、公共性とは、社会全体に関わる性質をもつことであって、生産の社会的性格がすすめば、あらゆる企業の公的性格が強まり、その公共性も高まる。そして企業の規模や性格によって企業のもつ公共性に差が生じ、大企業ほど公共性は高いという。²¹⁾

資本主義社会では、個人の私的財や食料・エネルギーというまでもなく、家族の共同消費財である住宅、鉄道、道路や公園などの共同消費的なもの、さらに教育、芸術、福祉・介護の人的サービスのものまでも、生存や生活にかかわる多くの財・サービスは民間企業（株式会社）が供給している。金融においても銀行や金融機関の多くは民間企業であるし、電気・ガス・水道などは公益法人や公益企業などの企業組織で供給されているし、政府・自治体の供給する財・サービスといえども公営の企業組織で供給されているものも多い。

社会の多くが、そして多くの利用者が企業の供給する財やサービスに依存している状況においては、企業そのものが、そして企業組織それ自体が社会の共同利用財である性格を強める。企業組織は、人的資源、物的資源、知的資源、技術・技能・情報資源が集中したものであって、社会の共同利用資源である。企業規模が大きいほど、そしてより多くの財やサービスを供給している企業ほど、公共財的性格を高めることになる。共同利用的側面だけからみれば大企業は社会の公共財といってよい。

公共経済学は、市場原理で民間企業が価格づけをして供給する財・サービスは、公共財として扱わない。しかし、利用対象物が政府・自治体のような共有財であれ株主の所有物である民間企業であれ、共同で多数が利用していることにはかわりはない。利用者が代金（貨幣）と交換して財・サービスを私的財として獲得するとしても、そして需要と供給が価格によって調節されるとしてもその共同利用的性格は変わらない。これまで検討してきた公共性諸学説は、企

業を行政、司法、市場という制度資本の枠組みの下で活動するものとしてとらえたり、あるいはそれを制御インフラストラクチャーの間接的な対象として取り扱ってきたが、企業や企業組織それ自体を公共性の直接的対象物としては扱わなかった。しかし、企業も公共財として、公共性の三つの側面から検討されるべきである。

企業についての共同利他的側面からみた公共性とは、企業が、法令を遵守し環境保護などの適切な社会的費用を負担し、雇用を提供し、適正な利潤と引き替えにより良質の財やサービスを安価に供給できることであって、この点での社会的貢献度が高ければ、その公共性は高まる。

社会的責任性は市場原理で自動的に供給されるものではない。それを保証するための共同制御装置が必要になる。いわゆる広義のコーポレート・ガバナンスである。この方策として、高い倫理感と社会的責任感および法令順守意識を高めるための従業員や経営者・管理職に対する教育や研修、企業内での情報公開、企業の行動規範の策定とその実施を監督する権限ある部局の創設、厳格な内部・外部監査、製造物責任制度などの消費者保護や消費者・利用者の権利の法令化、企業に対する有効な情報公開、社会的貢献度の評価や格付け、当局による適切な規制や監督、倫理感と社会的使命感の高い行政官の養成、監督当局や行政に対する実効性ある情報公開や評価制度などが、考えられる。²³⁾

上述の見解はさらに、社会全体の把握が容易になれば「公共性の可視性」が高まるという重要な意見を提起する。古典古代の都市国家などにおいては、全体性は可視的なものであり、都市国家の集会所で開かれる市民集会はそのまま社会全体の可視像であったというのである。²⁴⁾

共同利用性が手にとるように理解できる範囲にあれば、共同利益性が実現できているかどうかの判断・評価もより見えるように行われ、構成員の意思決定過程への参加も実質的・技術的により容易になる。反対に共同利用性の範囲や規模が拡大し、共同利用諸関係が広範囲で複雑になればなるほど、個々の利用者がその全体を把握することが困難になり、実務官僚や行政官、職業政治家や専門家の介在や仲介が必要になり、そこに強大な権限や情報が集中して利用者不在の官僚主義や利権が発生し、いわゆる公共性の疎外現象が生じる。

したがって、共同利用の範囲や規模が拡大すればするほど、公共性の疎外現象を防止するために、共同制御の基盤的条件となる情報公開や利用者が情報にアクセスできる権利が保証されなければならないし、利用者による情報共有が、必要な情報を入手できること（形式的情報共有）だけでなく、利用者がそれを理解できて判断・評価・選択・提案などに使いこなせること（実質的情報共有）まで進まなければならないのである。

公共性の共同制御面における情報公開の重要性については、社会学の分野における公共性研究でも提起されている。「市民的公共性」は「公開性」によって保証されるという。²⁴⁾

以上、本稿では公共性について総論的な諸学説の検討をしてきたが、各論的分野にも有益な研究成果がある。ここで詳しく検討する余裕はなくなったが、教育の公共性、芸術の公共性、土地の公共性などについてである。²⁵⁾

Ⅲ おわりに

公共性とは人間や人類のなんらかの共同の営みについて与えられた総称であることは間違いないが、イメージ的に理解されていることも多く不確定性・多義性をともなうものであった。本稿では、諸分野における公共性についての主要な諸学説を検討し、これをより具体的に明確な概念で一般化するという作業を行った。この成果を金融の公共性の検討に生かし、金融の公共性の特有の性格をより深く分析するためである。

公共性諸学説の学際的な検討をひとまず終えたが、これらを振り返りわれわれは次のようにまとめることができる。

人が公共性という用語を使用する場合あるいはある対象物について公共的と表現する場合、さらにそれらの対象物の公共性の内容について研究する場合にも、そこにはその対象物が利用者全体によって利用されるものであること、次にその利用が公共性対象物の構成員個々人にとって利益であるべきこと、最後に構成員個々人の利益を実現するために構成員の参加によるコントロールが実施されていること、これらが、その一つかあるいは複数で、意識的であれ無意

識的にであれ想定されている。

この想定は正しいものであり、それらをすべて継承すべきものである。ただし、この想定を平易で明確な操作概念に高めることが必要であり、ここではそれらを共同利用 (public use)、共同利益 (public interest)、共同制御 (public control) という、一般的な三つの行為概念で把握することにした。

公共性とは、これらの三つの行為側面によって構成されたものである。つまり、公共的であるとか公共性をもっていると言われる対象物は、どのような程度であれこれらの三つの行為性、行為属性を備えているのである。なぜならこれらは公共性対象物の形式的・外形的側面、実質的・機能的側面そして手続的・管理的側面という三つの側面について、公共性と表現される行為を把握したものである。このため、ある対象物が公共的であるとか公共性をもっていると言う場合には、またある対象物について公共性を疑ったり公共性の形骸化を問題にする場合にも、これらの三つの行為のいずれかの側面について言及されたのである。これまで公共性の意味や使用方法が不確定で曖昧だったのは、このいずれの意味で使用されているのかがはっきりしないまま、あるいは特定されないまま、このいずれかの意味で使用されてきたからである。

したがって、公共性とは、この三つのそれぞれの行為側面に分解することができるものである。つまり、公共性対象物の共同利用的性格、共同利益的性格、共同制御的性格のそれぞれについて、独自の考察が可能である。公共性対象物の公共性をより深く理解するためには、これを三つの行為側面に分解して、その共同利用的性格、共同利益的性格、共同制御的性格のそれぞれについて検討する必要がある。

さらに、その三つの行為側面のそれぞれについて行為動態的に考察する必要性もある。なぜならそのそれぞれについてより具体的で多様な行為形態や行為様式が存在しているし、しかもそのそれぞれについてより動態的な行為運動が存在し、そのそれぞれについてその質的程度性は異なっているからである。この質的程度性が高ければその側面における公共性が高いと評価できる。共同利用性が高度だからといって共同利益性が高いとは限らない。さらに共同制御性が高度に発展しているともいえない。高度な公共財といえるのは、三つの側面

すべてについて質的程度性が高い場合である。公共性は、それぞれの側面について行為動態的に評価される必要がある。これまで公共性の意味や使用方法が不確定で曖昧だったのは、この点がはっきりしないまま、そしてその質的程度性が評価されないまま使用されてきたからである。

この三つの行為動態は、行為側面であるので当然にお互いに相関関係にあり、それらを統一的に検討する必要性もある。したがって公共性は、共同利用、共同利益、共同制御という三つの行為動態の統一物として検討されなければならないのである。

注)

- 1) 本稿は、拙稿 [1995]「国際金融システム——グローバル・2国モデル」、[1996]「国際金融取引——グローバル・2国モデル」、[1996]「国際金融構造——グローバル・2国モデル」、[1997]「国際金融システム——多数国モデル」に続くものである。これらはまだ試論的なもので、今後改訂を予定している。
- 2) 住宅金融債権管理機構の社長であった中坊公平氏は、当時次のように「公共性を忘れた銀行」を厳しく批判した。

「金融界が自らの行動にけじめをつけようという姿勢は全く感じられない。これは怖い状態だと思う。この点を無視してブリッジ・バンク（つなぎ銀行）などを作って大丈夫だろうか。銀行経営者が、銀行の持つ公共性を建前としながら、本音のところでは法律に違反しなければ何をしてもいいとの経営をしてきたことは、日本社会の不透明性を象徴する。そうした本音と建前の使い分けが、この国を閉塞させている最大の原因だ。（中略）公共性を忘れた責任なき自由論ではだめだ。金融再生プランを実行しても、銀行が受け皿としての適格性を欠くようでは、ドブにカネを捨てることになる。」日本経済新聞、1998年7月25日付け。

わが国で金融の公共性が提起されたのは、第1段階が、戦後まもなくの占領下での財閥解体・経済民主化の一環として「金融の民主化」が議論になった時期である。第2段階が1970年代前半に、狂乱物価、土地投機、商品の買い占めなどを引き起こす主犯格であった銀行に対する社会的批判が高まり、銀行の社会的公正性が問題にされ、「銀行の公共性」を促進するため1981年に新銀行法など金融四法の制定に至った時期である。そして現在第3段階を迎え、証券会社や銀行の粉飾決算、暴力団との癒着、不正融資・背任、貸し渋り、巨額の不良資産の先送りと巨額の公的資金の無責任な投入というように金融機関の経営責任が厳しく批判され、このような事態を招いた中央銀行や大蔵省の腐敗行政、政・官・財癒着の大蔵行政が批判され、中央銀行の独立性から大蔵省改革や財政金融分離などの金融行政改革が課題になると

いうように、金融の公共性が全般的に問われる段階になっている。

第1段階と第2段階での改革の不徹底さが第3段階の金融の公共性崩落現象を引き起こしたのである。

3) 公共性の用語使用の曖昧さとむずかしさについて、次の指摘がある。

「最も危険なことは、用いられる概念の意味を検討することなく、漠然とした語感によりかかって分析それ自体を曖昧にしてしまうことなのである。今日の政治学において、こうした危険におちいる可能性の最も大きい概念の一つに公共の概念がある。われわれが分析の対象とすべき事柄の中には、公共の概念と密接な関連を持つものが実に多く存在している。例えば、為政者の責任を問う場合に、為政者の行動が公共の利益に反したことが理由とされることは少なくない。しかし公共の利益とは何であろうか。その具体的意味は多くの場合はなほ不明確である。また世論（公共の見解）はしばしば政治の指標とされる。しかし、ある場合には大衆行動に示された民衆（それ自体も不明確な概念である）の意思が世論だとされ、ある場合には『声なき声』が世論だとされる。そして、その具体的意味は象徴的操作の頻度に比例して見失われていく。さらに、わが国の憲法には基本的権利の制約条件として公共の福祉の規定がある。これは国民の権利に対してしばしば重大な制約を課するものであるが、何が公共の福祉であるかという問題は、結局は裁判官の時宜に応じた判断にゆだねられるほかはないのである。」阿部齊 [1966] 『民主主義と公共の概念』 pp. 2～3。

「常識的には誰にも一応は判っていないながらも、改まって定義を下そうとすれば、とたんに難しくなる言葉がある。法や行政や政治の領域で絶えず用いられている『公共』・『公共性』は、まさにそういう概念の代表的なものの一つである。現にこの言葉について、法学上明晰で有用な概念規定が下された例は、殆んど見当たらない。通常の辞典等の説明や定義は、日常の用には適うけれども、少し立ち入った学問上の論議にはそのままでは役に立たない。試みに新村出の『広辞苑』を見ると、『公共』とは『社会一般、おおよけ』のことだとされ、『公共性』は『広く社会一般の利害を有する性質』をいうと定義されている。常識的な意味はそんなところだし、日常の用法としてはそれで十分であろう。しかし例えば、“公共財”・“公共部門”、或いは“土地の公共性”・“教育の公共性”などの『公共』の意味や問題性は、右のような一般的規定によっては一向に明らかにならない。そうであるだけに、法や政治・経済の諸領域で有効に用いられうる、できるだけ明確な『公共性』の概念を鑄出する必要がある。」小林直樹 [1989] 「現代公共性の考察」 pp.27～28。

4) 憲法学において公共性研究が消極的になった原因について次の指摘がある。

「憲法解釈の場面において『公共の福祉』のダンピラを多用した最高裁判所に対峙しつつ、実体憲法上の明文規定たる『公共の福祉』概念を極力限定化し、その実務解釈における作動を最大限抑止することにもつばら努力が払われたきた憲法学界にあっては、『公共』概念に対し、『何が公共でないか』に力点を置いた立論をする

傾きにあったため、『何が公共か』を積極的に論じることにはさめて警戒的であったという事情があったであろう。(中略) こうした事情は、憲法学が単に解釈論に明け暮れていたという課題の狭隘さ、方法論の貧困にのみその原因を帰せられない。というも、この警戒心を抱懐する底では、論者が意識するしないにかかわらず、日本においては、人権と対立することのない、むしろ人権を実現する含意で説かれるはずの『真実の公共性』が展望しがたく、『公共』概念が現実の政治的社会的諸関係に投入されると、もっぱら個人を超越した国家的『公共』として作動していく現実を、それなりに警戒していたと思われるからである。」森英樹 [1990]「憲法学と公共性論」pp.315～316。

- 5) 室井力・原野翹・福家俊朗・浜川清編 [1990]『現代国家の公共性分析』がその学際的な研究成果である。
- 6) この見解は室井力氏が提起し、次の文献に発表されたものである。室井力 [1989]「公法学における公共性」、[1990]「国家の公共性とその法的基準」。
- 7) 原野翹 [1997]『行政の公共性と行政法』がその研究成果である。
- 8) 宮崎良夫 [1990]「公益判断、その主体、法的統制をめぐる問題」がその研究成果である。

リチャード・セネットは、パブリック (public) の語源について次のようにいう。「『パブリック (public)』と『プライベート (private)』という語の歴史は、西洋文化のあり方におけるこの基本的な推移を理解するための鍵である。英語で『パブリック』という語が最初に記録されている用法では、『パブリック』というのは社会における公益と同一視されている。」リチャード・セネット『公共性の喪失』(邦訳) p.33。

- 9) 水口憲人 [1989]「行政・地方自治と公共性」、[1990]「行政と公益」に、その研究成果が示されている。
- 10) 阿部齊 [1966]『民主主義と公共の概念』がその研究成果である。
- 11) この見解は、小林直樹氏が提起し、小林直樹 [1989]「現代公共性の考察」に発表されたものである。
- 12) この見解は、宮本憲一氏が提起し、次の文献に発表されたものである。宮本憲一 [1989]「公共性の政治経済学を」、[1989]『公共性の政治経済学』、[1990]「財政学からみた公共性」、[1998]『公共政策のすすめ』。

なお、公共事業の公共性については、加藤一郎 [1998]『公共事業と地方分権』が、「社会的費用の負担をいかにして最小のものとし、社会の共通の利益のための開かれた社会資本としていくための社会的システムの構築が検討されなければならない」(p.V)として公共事業の具体的分析を行っている。さらに日本科学者会議 [1998]「特集公共事業の転換——公共性を回復するための制度変革と運動」に特集がある。この編集に係わった中嶋信氏が、中嶋信・橋本一編 [1999]『転換期の地域づくり』を発表している。

- 13) 公共経済学における公共財の定義については、次の文献に依拠した。

本間正明 [1973]「公共財の純粹理論」、黒川和美 [1973]「公共財の理論－制度的側面からの再検討－」、ギフォード A., サントニ G. J. (佐藤博, 吉田達雄, 伊藤忠通訳) [1984]『公共経済学入門』, 加藤寛, 浜田文雅 [1996]『公共経済学の基礎』。本間正明 [1973] は、公共財の定義に非競合性と非排除性を用いているが、それだけでは決定できないとする非常に歯切れが悪いものになっている。最後の文献は最近の教科書的文献であるが、それでも公共財の定義について非競合性, 非排除性に懐疑的なものとそれに依拠するものというように論者によって大きな隔たりがある。

- 14) 公共財の定義を財・サービスの物理的・素材的属性に求めることの誤りは、次の文献で的確に批判されている。坂井昭夫 [1980]『公共経済学批判』, 二宮厚美 [1990]「公共財の経済学的検討」。

- 15) 公共財定義における物理的属性論を、ブキャナンは次のように批判する。

「純粹公共財やサービスは、伝統的には、その社会のすべてのメンバーにとって均等に利用可能なものと定義されている。このような財 1 単位が生産されると、それによって、すべてがほぼ等しい多数の消費単位が供給されることになる。ひとたび生産されると、その利用可能性を享受（正の享受あるいは負の享受）することからだれをも有効には排除しえないであろう。R. A. マスグレイブが好んで用いる用語を使えば、市場で生産される財の特徴である排除原則は、この場合、妥当しないのである。排除原則が極端なあるいは極限的な意味で妥当する。新しい消費者はゼロの限界費用で加わることができる。

この定義は非常に制約的なものであり、したがって現代の公共財理論がこの理由にもとづいて批判されてきたということは驚くにあたらぬ。厳密に言えば、極端なあるいは極限的な定義に合致するような財やサービスは、本当にどのように記述しようと存在しない。現実の財政組織においては、公的に給付される財とサービスの示す公共性の程度はつねに純粹の域にまでおよばないものである。国防のような標準的な例は、叙述されているような純粹性に、理屈の上では近いのであるが、しかしこれでさえも、注意深く考察されれば、厳密な極限的の仮定を通常はいくらか緩和することを要するのである。もしこの純粹性の仮定と現実の世界における観察との合致ということ論拠にしているとするれば、この理論全体は非常に限定されたものになるであろうということは明白である。

(中略) 公共財の理論は、適切に解釈されるときには、いかなる財やサービスにも、その物理的属性にはまったくかわりなく、適用可能となる。この理論の妥当性は、政治グループが財やサービスの供給を組織するための方式上のとりきめに依存する。」
ブキャナン [1974]『公共財の理論』(邦訳) pp. 50～51。

- 16) いわゆる「方法論的個人主義」をブキャナンは次のように説明する。

「この分析は『方法論的個人主義』という名で呼ぶことができよう。人間が、私

的な行為だけでなくグループの行動の決定における唯一の最終的選択決定者と想定されている。いくぶん誤った呼び方であるが『市場部門』における個人の意思決定過程を経済学者は詳細に解明してきた。これと対照的に、近代の社会科学者は、『公共部門』におけるグループ行動の形成に必ず存在していなければならない個人の意思決定を無視しがちであった。かれらは政治社会の起源あるいは根底のいずれかの説明要因としての国家の契約理論を否定しているので、この否定はそれ自体適切であったが、契約説の伝統のなかにあつて個人選択の計算とグループ決定の間の『架橋』の役割を果たした要因をのがしがちであったのである。」ブキャナン、タロック [1979]『公共選択の理論』(邦訳) pp. xvi ~ xvii。

- 17) 法の公共財的性格について、ブキャナンは次のようにいう。

「法の構造は、ある期間にわたって報酬をもたらす社会資本、あるいは公共資本ストックに相当する。法が生み出す『公共財』(public good)は最初にとりあげた灯台に似ている。それは7月4日(建国記念日)に市が行う打ち上げ花火のような公共財、つまり結合的ではあるが、瞬間的に享受されるものとは類似していない。この資本財的特徴が浮き彫りにできるのは、孤立したクルーソーの例である。法およびルールを採用するまさにその目的は、将来にわたって行動を制約することであり、その制約によって、今度は計画により正確な予測を組み入れることが可能になる。孤立している個人が、効率性を高め、害を減らし、益を増加できるのは、前もって自分自身の行動のルールを設定しておく場合である。」ブキャナン [1977]『自由の限界』(邦訳) pp. 184~185。

- 18) アメリカにおける直接民主主義と立憲主義の伝統が、公共選択論の創始者のブキャナンに大きな影響を与えたことは、次の叙述に明らかである。

「われわれがこの本で『立憲的』と呼んできた考え方、すなわち、社会—政治—経済的結果は明確なルールのもとで個人の相互作用から生じたものであるから、社会分析はなによりもまず代替的なルール体系の作用に焦点を合わすべきであるとする考え方は、典型的に西欧的な、特にアメリカ的な現象であると見たほうがよいかも知れません。何故ならば、アメリカでは、もっと一般的には西欧では、われわれの言う立憲的意識が一般民衆の心から失われていく危険にはありますが、それでもなお17, 8世紀の政治文書によるかなりの伝統があります。所謂アメリカ憲法の『制定者たち』——ジェファーソン、マディソン、ハミルトンおよびその仲間——は、政治的実験を行っていることを自覚していましたが、それが『ルールの根拠』にたいするかれらの深い理解に根ざしたものであることは言うまでもありません。

それ故、アメリカ人にとっては、立憲的感覚の要請は、かれら自身の大事な知的ならびに政治的遺産を理解するための、再発見への誘いでもあります。」ブキャナン、ブレナン [1989]『立憲的政治経済学の方法論』(邦訳) pp. 1 ~ 2。

- 19) この見解は、宇沢弘文氏が提起し、次の文献に発表されたものである。

宇沢弘文 [1972]「社会的共通資本の理論的分析」、[1986]『経済動学の理論』、

[1992]『社会的共通資本の政治経済学』, [1994]「社会的共通資本の概念」, [1994]『社会的共通資本——コモンズと都市』, [1995]「コモンズの理論——静学のおよび動学的外部性」, [1995]『制度資本の経済学』。

社会的共通資本の理論的枠組みでは自然環境の公共性も含まれることになるが、とりわけ環境を公共性の視点から検討したものが、家木成夫 [1995]『環境と公共性』である。その他に寺西俊一 [1992]『地球環境問題の政治経済学』, 植田和弘 [1992]『廃棄物とリサイクルの経済学』, 植田和弘, 落合仁司, 北嶋佳房, 寺西俊一 [1991]『環境経済学』などの研究成果がある。

20) この見解は、池上惇氏が提起し、次の文献で発表されたものである。

池上惇 [1990]『財政学——現代財政システムの総合的解明』, [1991]『経済学——理論・歴史・政策』, [1994]『経済学への招待——現代経済のしくみと日本経済——』, [1996]『マルチメディア社会の政治と経済』, [1996]『現代経済学と公共政策』, [1999]『財政思想史』。

なお、文中の内容引用は、説明が平易な [1994]『経済学への招待——現代経済のしくみと日本経済——』 pp.85~87を使用した。[1999]『財政思想史』はつい最近出版された壮大な大著であって、本稿でくわしく参照できる余裕はなかった。

ソフトとハードを統合した概念としてのインフラストラクチャーの意味については、次の説明が明快である。

「さて、法システムによって規定された公共財の内容を新しい概念を使って説明してみよう。公共財といえば、政府や自治体の所有の下にあって管理・運営されている財であるという印象が強い。しかし、法や人権ルールは政府や自治体の支配下にある財であるだけでなく、広く社会全般の経済活動に関連してくる。そこでは民間企業として活動している経済主体や家計の活動をも視野にいれた経済・社会活動の基盤を扱うことが必要である。

インフラストラクチャーは『共同財』を原点とし、私的財と公共財の分化ともなあって独自の発展を遂げた。そして元来は『生活の知恵』の一つであった倫理のルール化である法と人権ルールに規定されるようになる。それは正義の原則を生活のなかに活かして、社会の個々人の消費や生産のために共通の基盤をつくりだし、インフラストラクチャー自体も、公共活動のなかでの分業や専門化に対応して多様化してくる。『共同財』のもつ総合的性質は、公共財と私的財の分化がすすみ、それぞれが利潤原理や官僚主義などの独自の論理で発展すると、次第に失なわれやすくなる。しかし、新たな技術進歩と契約関係の発展がすすむと、生産者、消費者、市民生活者などの共通の基盤を供給するシステムとして再び総合性が求められる。

この新しいシステムは、法や人権ルールといった『目にみえない』『ソフト』な要素が基本となり、それを活用する公務関係者によって施設・建築物・構造物をいったハードな要素と結合して機能する。普通にインフラストラクチャーといえば、ハードな要素を指すが、ここではソフトとハードを統合した概念としてインフラストラ

クチャーを定義しておこう。そうすれば、この概念は現代の財政活動や社会の総合性を理解するキーワードとして大きな力を発揮する」池上悳 [1996]『現代経済学と公共政策』p.136。

なお、経済憲法の制定の必要性について、林敏彦 [1999]『『経済基本法』の構想』が言及している。日本では消費者の権利や福祉、政府の私企業への介入権など経済運営の基本原則が基本法制（憲法）として整備されていないという意見が紹介されている。

21) この見解は、阿部斉 [1970] で、次のように示されたものである。

「工業化が近代化に伴う必然的趨勢である以上、あらゆる企業活動は多かれ少なかれ社会的性格を持たざるをえないであろう。このように本質的には社会的性格を持った企業が私利の極大化を求めて活動するところに、公害が生ずる基本的な理由がひそんでいるのである。いいかえれば、公害は本質的には企業の公的性格と私利性格との矛盾に発していると考えられるのである。（中略）今日においては、あらゆる企業が多かれ少なかれ公的性格を持たざるをえないとしても、企業の性格や規模によってそれぞれの企業が持つ公共性に差があるのは当然であろう。たとえば、新日本製鉄のごとき独占企業はきわめて高い公共性を持つといわざるをえないし、それに反して自家営業に近い零細企業は公共性をほとんど持たないといつてよいのである。」阿部斉 [1970]「公害規制の原理としての公共の福祉」p. 82。

22) コーポレート・ガバナンス（企業統治）は、企業経営者と株主、債権者の間の狭義のガバナンスだけでなく、企業の社会との広範な関わりに着目した広義のガバナンスが主流になりつつある。公共財としての企業の社会的役割が注目されるようになってきているのである。

高橋俊夫編著 [1995] は、次のようにいう。「今日においては、コーポレート・ガバナンスをめぐる議論は、単に出資者と経営者との関係（両者の利害の不一致の問題）のレベルにとどまらず、より広範な諸ステイク・ホルダー（利害関係者）との関連を含めて展開されるようになってきているといつてよい。高度に大規模化して社会的な広がりをもつようになった今日の株式会社企業の存立上の意義を踏まえて、企業を単に株主の致富の手段として位置づけるだけでは不十分であり、広く諸利害関係者によって構成されている一つの社会的制度として位置づけていくという視点が必要不可欠になっている。」高橋俊夫編著 [1995]『コーポレート・ガバナンス——ドイツと日本の企業システム——』（植竹見久氏執筆部分）、P.17。

奥島孝康 [1996] では、社長の暴走を止めるのは東京地検特捜部しかなかったという日本の情けない実情が語られている。日本では株主も監査役も政府・監督機関も何の役割も果たさなかったということになる。奥島孝康 [1996]『コーポレートガバナンス——新しい危機管理の研究——』P. 82。

アンダーソン、ジュニア J.M. (百瀬恵夫監訳) [1994]『企業の社会的責任』は、「企業の社会的責任のプログラム」として、「諸法令に従うこと、道徳的・倫理的諸

基準を決定しそれらを遵守すること、社会的貢献行為」の三つを挙げ、これらを進めるためには企業側での行動規範とともに社会的監査や評価が必要であるという。

朝日新聞文化財団「企業の社会貢献度調査」委員会『企業の社会貢献度』は、次の10の指標で企業に対する社会的評価を実施し公表している。それは、①社員にやさしい、②社会支援、③ファミリー重視、④女性が働きやすい、⑤障害者雇用、⑥雇用の国際化、⑦消費者志向、⑧地域との共生、⑨環境保護、⑩情報公開である。

- 23) この見解の趣旨は、阿部齊 [1966]『民主主義と公共の概念』、[1970]「公害規制の原理としての公共の福祉」に展開されているが、次の叙述に明決に示されている。

「公共性とは、帰るところこころした『社会全体』に関わる性質を持つということにはかならないのである。したがって、『社会全体』が把握されやすいところでは、公共性もまた容易に把握されうるといってよい。古典古代の都市国家や中世のキリスト教的共同体はまさにこうした性格をもっていた。都市国家においては、直接民主政が近似的に実現されていたことによって、全体性は可視的なものであった。都市国家のアゴラー（集会所）で開かれる市民集会はそのまま社会全体の可視像にほかならなかったのである。」阿部齊 [1970]「公害規制の原理としての公共の福祉」p. 82。

「公共性とは本来公開性である。いいかえれば、ある事物があらゆる人々によって見られ、聞かれ、かつ評価される存在になったとき、それは初めて公共性を獲得したといわれるのである。見る・聞く・評価するということは、具体的な行動を通して参加するということであろう。」阿部前掲書、p. 86。

- 24) ユルゲン・ハーバマスは、情報公開の意義について次のようにいう。

「公共性の圏とその諸機能が基本法によって画定されたことの帰結として、公共性は国家諸機関そのもの手続きにとっても組織的な原理となった。公開性の必要は、この意味で説かれるのである。議会討論の公開性は、公論にその影響力を確保し、同一の公衆の部分である議員と選挙民との間の連関を確保する。ほぼ同じ頃に、訴訟手続きにおいても公開性が貫徹する。独立した司法さえも、公論によるコントロールを必要とする。それどころか、その執行権および私的側面からの独立性は、批判力のある公衆の媒体の中でしか保証されないように思われる。公開性の原理に対して、もっとも根強い抵抗を示したのは、行政府である。しかしその主たる理由は、特定の運営はまさに公益上機密保持を必要とするということではなくて、当然のことながら、軍部と並んで官僚こそ、市民社会の利益に対抗して君主の手中にのこされた唯一の、絶対主義において完成された権力手段であったからである。それにしても、すでに啓蒙専制主義の枠内でも、プロイセン王が1804年に国務大臣に下した命令をみると、『適切な公開性は政府と臣民にとって公務員の怠慢と悪意を防ぐもっとも確実な保障であり、あらゆる方途で助成され支持されるに値する』と述べていて、この洞察が普及しはじめたことを証拠だてている。」ユルゲン・ハーバ

マス(細谷貞雄訳) [1973]『公共性の構造転換』(邦訳) pp.114～115。

情報公開の意義については、清水英夫 [1980]「情報公開制の意義と必要性」 [1981]『情報公開』, 平松毅 [1983]『情報公開——各国制度のしくみと理論——』, 秋山・三宅・奥津 [1987]『情報公開』が参考になる。

- 25) 教育の公共性については、日本教育法学会 [1993]『教育の公共性と教育への権利』における報告と討論がとても優れたものである。教育の公共性を「すべての子どもの発達を保障する」と「みんなの合意と力でこの教育が創りだされ、運営されていく」との二つの規定でみようとするのが佐貫浩 [1993]「教育の公共性論——教育学の立場から」であり、さらに成嶋隆 [1993]「教育の公共性論——憲法学の視点から」、寺内義和 [1993]『「教育の公共性」と公立学校・私立学校問題』などの報告がある。

「私事の組織化」として公教育をとらえようとするのが堀尾輝久 [1971]『現代教育の思想と構造』, 学区制度の視点から教育の公共性に迫ったものが三上和夫 [1988]『学区制度と住民の権利』, [1989]「教育の公共性の現代的形成」である。

芸術の公共性に関して、農村舞台支援システムを共同財として分析したものに、後藤和子 [1998]『芸術文化の公共政策』がある。NPOの公共性のあり方について検討したものが上田健作 [1996]「アメリカにおけるプライベート財団ネットワークと非営利セクターの階層性」である。

土地の公共性に関して、山本健治 [1996] は、土地は公共財であるとして次のようにいう。「私は、アジアと世界の主要な国、十数か国について、各国の土地制度の要点を述べてきたが、これらの国々の土地制度には、驚くことに、基本的な共通点を発見した。それは、(1) 空気や光や水と同じ様に、土地も天ないし神から与えられたものであるという天賦の思想があることであり、領土や土地というものは、一国の力や個人や企業の力ではどうにもならない、外部から与えられた限られた与件であるという考え方である。(2) そして、こうした背景の下に、各国とも何世紀という長い間、土地の最高管理権(使用、収益、処分する権利を含む)は、国家ないしその統治者としての王、または政府に帰属するという考え方をとってきたことである。(3) また、国民は土地の占有権、使用权、利用権をもつにすぎないので、国家や王室、政府が公益のために必要とする時は、既に私権が設定された土地についても、公益上の命令に従わなければならないという思想が厳然として存在し、制度化され、又実際に実行されていることである。

この基本的共通点が今でももっと明確に現れているのが、アングロ・サクソン諸国と英連邦などのかってその植民地だった国々の土地制度である。しかし、そうでなかったアジアの国々でも、国家が土地の処分権をもち、国民は保有権、利用権しか持たないということは驚くほど一致している点である。ところがこの例外となっている国が日本である。」山本健治 [1996]『土地は公共財——繁栄のための土地公有化——』 pp.251～252。

〔参考文献〕

- 阿部齊 [1966]『民主主義と公共の概念』勁草書房。
- 阿部齊 [1970]「公害規制の原理としての公共の福祉」『ジュリスト』No.447号。
- 秋山・三宅・奥津 [1987]『情報公開』学陽書房。
- 朝日新聞文化財団「企業の社会貢献度調査」委員会『企業の社会貢献度』PHP 研究所。
- アンダーソン, ジュニア J. M. (百瀬恵夫監訳) [1994]『企業の社会的責任』白桃書房, Anderson, Jr J. W. [1989] *Corporate Social Responsibility*.
- ブキャナン J. M. (山之内光躬・日向寺純雄訳) [1974]『公共財の理論——公共財の需要と供給』文眞堂, Buchanan J. M. [1968] *The Demand and Supply of Public Good*.
- ブキャナン J. M. (加藤寛監訳) [1977]『自由の限界——人間と制度の経済学』秀潤社, Buchanan J. M. [1975] *The Limits of Liberty: between Anarchy and Leviathan*.
- ブキャナン, タロック (宇田川璋二監訳) [1979]『公共選択の理論——合意の経済理論』東洋経済新報社, Buchanan J. M. and Tullock G. [1962] *The Calculus of Consent, Logical Foundation of Constitutional Democracy*.
- ブキャナン, ブレナン (深沢実監訳) [1989]『立憲的政治経済学の方法論——ルールの根拠——』文眞堂, Buchanan J. M. and Brennan G. [1985] *The Reason of Rules—Constitutional Political Economy*.
- ブキャナン J. M. (田中清和訳) [1991]『公と私の経済学』多賀出版, Buchanan J. M. [1987] *Economics between Predictive Science and Moral Philosophy*.
- 福家俊朗 [1990]「財政の公共性——法学的接近の必要性と可能性をめぐる問題発見的検討——」日本財政法学会編『財政の公共性』学陽書房。
- ギフォード A., サントニ G. J. (佐藤博, 吉田達雄, 伊藤忠通訳) [1984]『公共経済学入門』新評論, Gifford, A. and Santoni G. J. [1979] *Public Economics*.
- ガルブレイス (久我豊雄邦訳) [1975]『経済学と公共目的』河出書房新社, Galbraith, J. K. [1973] *Economics and the public purpose*.
- 後藤和子 [1998]『芸術文化の公共政策』勁草書房。
- ユルゲン・ハーバマス (細谷貞雄訳) [1973]『公共性の構造転換』未来社, Harbermas, J. [1962] *Strukturwandel der Öffentlichkeit*.
- 原野翹 [1997]『行政の公共性と行政法』法律文化社。
- 林智 [1989]「公共性としての『生態系の健全さ』・その保全」宮本憲一編『公共性の政治経済学』自治体研究社。
- 林敏彦 [1999]『「経済基本法」の構想』(特集・「法と経済学」の新潮流)『創文』406号, 創文社。
- 日野秀逸 [1989]「公衆衛生史にみる公共性」宮本憲一編『公共性の政治経済学』自治体研究社。

- 平松毅 [1983]『情報公開 — 各国制度のしくみと理論 —』有斐閣。
- 堀尾輝久 [1971]『現代教育の思想と構造』岩波書店。
- 堀内昭義 [1995]「制度資本としての『信用秩序』」宇沢弘文・國則守生編著『制度資本の経済学』東京大学出版会。
- 堀部正男 [1980]「アメリカの情報自由法」清水英夫編『情報公開と知る権利』三省堂。
- 本間正明 [1973]「公共財の純粹理論」根岸隆・岡野行秀編『公共経済学』有斐閣。
- 家木成夫 [1995]『環境と公共性』日本経済評論社。
- 五十嵐敬喜 [1989]「都市と公共性の再構成」宮本憲一編『公共性の政治経済学』自治体研究社。
- 池上惇 [1984]『管理経済論』有斐閣。
- 池上惇 [1986]『人間発達史観』青木書店。
- 池上惇 [1989]「公共性・共同性・官僚性」宮本憲一編『公共性の政治経済学』自治体研究社。
- 池上惇 [1990]『財政学 — 現代財政システムの総合的解明』岩波書店。
- 池上惇 [1991]『経済学 — 理論・歴史・政策』青木書店。
- 池上惇 [1994]『経済学への招待 — 現代経済のしくみと日本経済 —』有斐閣。
- 池上惇 [1996]『マルチメディア社会の政治と経済』ナカニシヤ出版。
- 池上惇 [1996]『現代経済学と公共政策』青木書店。
- 池上惇 [1999]『財政思想史』有斐閣。
- 石村善治 [1980]「西ドイツの知る権利と情報公開」清水英夫編『情報公開と知る権利』三省堂。
- 貝塚啓明 [1990]「財政における公共性」日本財政学会編『財政の公共性』学陽書房。
- 加藤一郎 [1998]『公共事業と地方分権』日本経済評論社。
- 加藤寛、浜田文雅 [1996]『公共経済学の基礎』有斐閣。
- 鎌倉節夫 [1989]「市民的公共性と合意形成・情報民主主義」宮本憲一編『公共性の政治経済学』自治体研究社。
- 紀国正典 [1984]「D. リカードの金融統制論」『高知論叢』第19号。
- 紀国正典 [1986]「『金融の民主主義』と金融労働」『高知論叢』第27号。
- 紀国正典 [1988]「国際金融の安全性・健全性と規制・監督システム — C. M. フリーセンの国際比較調査の検討」『高知論叢』第32号。
- 紀国正典 [1990]「銀行ディスクロージャーと金融の国際化」『高知論叢』第35号。
- 紀国正典 [1992]「多国籍銀行の監督に関するバーゼル・コンコルダートの変遷と意義」『高知論叢』第45号。
- 紀国正典 [1993]「多国籍銀行業の監督についての国際基準ミニマム」『高知論叢』第46号。
- 紀国正典 [1994]「国際金融統計のディスクロージャーと情報インフラストラクチャー」『高知論叢』第48号。

- 紀国正典 [1995] 「国際金融システム — グローバル・2 国モデル」『高知論叢』第54号。
紀国正典 [1996] 「国際金融取引 — グローバル・2 国モデル」『高知論叢』第55号。
紀国正典 [1996] 「国際金融構造 — グローバル・2 国モデル」『高知論叢』第57号。
紀国正典 [1997] 「国際金融システム — 多数国モデル」『高知論叢』第60号。
紀国正典 [1998] 「日本版金融ビッグバンと市民生活 — 金融消費者主権は確立されるのか — 」『高知論叢』第63号。
黒川和美 [1973] 「公共財の理論 — 制度的側面からの再検討 — 」慶応義塾経済学会『三田学会雑誌』第66巻10号。
小林直樹 [1989] 「現代公共性の考察」日本公法学会『公法研究』第51号、有斐閣。
三上和夫 [1988] 『学区制度と住民の権利』大月書店。
三上和夫 [1989] 「教育の公共性の現代的形成」宮本憲一編『公共性の政治経済学』自治体研究社。
水口憲人 [1989] 「行政・地方自治と公共性」宮本憲一編『公共性の政治経済学』自治体研究社。
水口憲人 [1990] 「行政と公益」室井力・原野翹・福家俊朗・浜川清編『現代国家の公共性分析』日本評論社。
宮坂富之助 [1980] 「消費者の知る権利」清水英夫編『情報公開と知る権利』三省堂。
宮本憲一 [1967] 『社会資本論』有斐閣。
宮本憲一 [1989] 「公共性の政治経済学を」宮本憲一編『公共性の政治経済学』自治体研究社。
宮本憲一編 [1989] 『公共性の政治経済学』自治体研究社。
宮本憲一 [1990] 「財政学からみた公共性」日本財政法学会編『財政の公共性』学陽書房。
宮本憲一 [1998] 『公共政策のすすめ』有斐閣。
宮崎良夫 [1990] 「公益判断, その主体, 法的統制をめぐる問題」室井力・原野翹・福家俊朗・浜川清編『現代国家の公共性分析』日本評論社。
宮澤健一 [1988] 『制度と情報の経済学』有斐閣。
水林彪 [1979] 「西欧における市民的公共性論とその批判の歴史覚書 — 『公権力概念』の理解のために — 」『季刊現代法』第10号。
森英樹 [1990] 「憲法学と公共性論」室井力・原野翹・福家俊朗・浜川清編『現代国家の公共性分析』日本評論社。
室井力 [1989] 「公法学における公共性」宮本憲一編『公共性の政治経済学』自治体研究社。
室井力 [1990] 「国家の公共性とその法的基準」室井力・原野翹・福家俊朗・浜川清編『現代国家の公共性分析』日本評論社。
室井力・原野翹・福家俊朗・浜川清編 [1990] 『現代国家の公共性分析』日本評論社。
中嶋信・橋本一編 [1999] 『転換期の地域づくり』ナカニシヤ出版。

- 日本科学者会議 [1998]「特集公共事業の転換——公共性を回復するための制度変革と運動」日本の科学者, Vol. 33.
- 中西啓之 [1989]「共同組合と公共性」宮本憲一編『公共性の政治経済学』自治体研究社.
- 根岸隆・岡野行秀 [1973]『公共経済学』有斐閣.
- 二宮厚美 [1990]「公共財の経済学的検討」室井力・原野魁・福家俊朗・浜川清編『現代国家の公共性分析』日本評論社.
- 日本教育法学会 [1993]『教育の公共性と教育への権利』有斐閣.
- 野口悠紀雄 [1984]『公共政策』.
- 太田貞司 [1989]「地域ケアの課題と公共性」宮本憲一編『公共性の政治経済学』自治体研究社.
- 奥島孝康編著 [1996]『コーポレートガバナンス——新しい危機管理の研究——』株式会社きんざい.
- 坂井昭夫 [1980]『公共経済学批判』中央経済社.
- 坂本昌成 [1983]『情報公開と表現の自由』成文堂.
- リチャード・セネット (北山克彦・高階悟訳) [1991]『公共性の喪失』晶文社, Sennett Richard [1974], *The Fall of Public Man*.
- 重森暁 [1989]「公共性の現代的形成と公務労働」宮本憲一編『公共性の政治経済学』自治体研究社.
- 清水英夫 [1980]「情報公開制の意義と必要性」清水英夫編『情報公開と知る権利』三省堂.
- 清水英夫 [1981]『情報公開』日本評論社.
- 高橋滋 [1990]「補助金行政における公共性の分析」日本財政法学会編『財政の公共性』学陽書房.
- 高橋俊夫編著 [1995]『コーポレート・ガバナンス——ドイツと日本の企業システム——』中央経済社.
- 寺西俊一 [1992]『地球環境問題の政治経済学』東洋経済新報社.
- 植草益 [1991]『公的規制の経済学』筑摩書房.
- 植田和弘 [1992]『廃棄物とリサイクルの経済学』有斐閣.
- 植田和弘, 落合仁司, 北島佳房, 寺西俊一 [1991]『環境経済学』有斐閣.
- 上田健作 [1996]「アメリカにおけるプライベート財団ネットワークと非営利セクターの階層性」『宮崎産業経営大学経営学論集』第10巻, 第2号.
- 上野裕也 [1987]『競争と規制』東洋経済新報社.
- 宇沢弘文 [1972]「社会的共通資本の理論的分析」東京大学『経済学論集』第38巻第1号, 第3号.
- 宇沢弘文 [1986]『経済動学の理論』東大出版会.
- 宇沢弘文・高木郁朗 [1992]『社会的共通資本の政治経済学』第一書林.

宇沢弘文 [1994]「社会的共通資本の概念」宇沢弘文・茂木愛一郎編『社会的共通資本——コモンズと都市』東京大学出版会。

宇沢弘文・茂木愛一郎編著 [1994]『社会的共通資本——コモンズと都市』東京大学出版会。

宇沢弘文 [1995]「コモンズの理論——静学のおよび動学的外部性」宇沢弘文・國則守生編著『制度資本の経済学』東京大学出版会。

宇沢弘文・國則守生編著 [1995]『制度資本の経済学』東京大学出版会。

山内敏広 [1990]「憲法からみた財政の公共性」日本財政法学会編『財政の公共性』学陽書房。

山本健治 [1996]『土地は公共財——繁栄のための土地公有化——』近代文芸社。

山本英治 [1989]「公共性と共同性」宮本憲一編『公共性の政治経済学』自治体研究社。